



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
5 月 23 日 (金)
第 606 号

目 次

告 示

○土壤汚染対策法による要措置区域の指定	447
○解除予定保安林	447
○指定施業要件変更予定保安林	448
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	449
○地籍調査事業計画の決定	450
○土地改良区連合定款変更の認可	451
○栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収事務の委託	451

公 告

○患畜の届出	451
--------	-----

調 達 等 公 告

○落札者等の公示	452
○同	452

告 示

栃木県告示第255号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定する区域
日光市土沢1382番 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

II

- 1 指定する区域
日光市土沢1382番 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

(環境保全課)

栃木県告示第256号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 の規定により告示す

る。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 解除予定保安林の所在場所
那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 解除予定保安林の所在場所
那須郡那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第257号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
那須郡那珂川町富山字赤竹1027、1033、2550、2551、2562
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤竹1033（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
那須郡那珂川町富山字赤竹1028、1029-1、1029-4、1031-4、1031-6、1031-9、1032-1、2546、2552、2553、2561
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

那須郡那珂川町富山字赤竹2556、2558、2559

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第258号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和7（2025）年度分の補助金等から適用する。

令和7（2025）年5月23日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部産業政策課の款実証事業促進支援事業費補助金の項を削り、同款とちぎグリーン成長産業創出支援補助金の項交付の相手方の欄中「中小企業」の次に「中堅企業、みなし中堅企業」を加え、同款データ利活用支援補助金の項を次のように改める。

未来技術実装支援事業費補助金	本県における未来技術の社会実装促進や産業データ等の分析・利活用により、革新的な製品・サービスの創出や企業の生産性向上、さらには新たな付加価値の創出を図ることで、経済発展と社会課題の解決を実現することを目的とする。	県内企業等が、未来技術実装等の取組に要する経費であって、次に掲げるもの 1 人件費 2 事業実施費 3 改装費 4 事業運営費 5 委託・外注費 6 専門家経費 7 システム関連経費 8 1から8までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	補助対象経費の4分の3以内。ただし、750万円を上限とする。	対象企業等
----------------	--	---	--------------------------------	-------

産業労働観光部の部産業政策課の款に次のように加える。

栃 木 県 副 業 ・ 兼 業 プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル 人 材 活 用 促 進 事 業 費 補 助 金	県内中小企業等における副業・兼業でのプロフェッショナル人材活用を促進することで、企業の経営課題解決や成長戦略の具現化に必要な人材確保を支援することを目的とする。	県内中小企業等が、栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材を活用する際に要する次に掲げる経費 1 紹介手数料 2 報酬 3 交通費及び宿泊費	補助対象経費の10分の8以内。ただし、50万円を上限とする。	県内に事務所・事業所を有する中小企業等
---	--	--	--------------------------------	---------------------

(産業政策課)

栃木県告示第259号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7（2025）年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和 7（2025）年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の 名 称	調 査 区 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち徳次郎Ⅲ、幕田Ⅵ、細谷Ⅴ、若草Ⅱ、駒生Ⅶ、下岡本Ⅰ・中岡本Ⅳ地区	令和 7（2025）年 4 月 1 日から 令和 8（2026）年 3 月 31 日まで
足利市	足利市のうち西砂原後町Ⅰ、西砂原後町Ⅱ-①地区	
佐野市	佐野市のうち植野Ⅲ・寺中Ⅰ、寺中Ⅱ地区	
鹿沼市	鹿沼市のうち緑町・幸町Ⅸ、上田町・末広Ⅰ、東町Ⅰ、朝日町・東末広町Ⅰ地区	
日光市	日光市のうち森友Ⅱ地区	
小山市	小山市のうち粟宮Ⅹ、粟宮Ⅺ地区	
大田原市	大田原市のうち花園Ⅰ・親園Ⅰ地区	
矢板市	矢板市のうち扇町Ⅳ、片岡Ⅳ、片岡Ⅴ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち大原間Ⅱ、本町Ⅰ地区	
さくら市	さくら市のうち氏家Ⅵ、氏家Ⅶ地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち城山Ⅰ、中央Ⅵ地区	
下野市	下野市のうち下坪山Ⅳ、仁良川Ⅱ地区	
益子町	益子町のうち上大羽Ⅴ、長堤Ⅰ、大沢Ⅵ地区	
茂木町	茂木町のうち深沢Ⅴ地区	
市貝町	市貝町のうち赤羽Ⅳ、赤羽Ⅴ地区	
芳賀町	芳賀町のうち上稲毛田 5、稲毛田 1、稲毛田 2、稲毛田 3 地区	
野木町	野木町のうち川田Ⅳ地区	
那須町	那須町のうち伊王野Ⅰ地区	

那珂川町	那珂川町のうち大内Ⅻ、盛泉Ⅷ、大内ⅩⅢ、盛泉Ⅹ地区
栃木県森林組合 連合会	那須塩原市のうち高林A、高林B地区

(農村振興課)

栃木県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 連 合 名	認 可 年 月 日
鬼怒中央土地改良区連合	令和 7 (2025) 年 5 月 2 日

(農地整備課)

栃木県告示第261号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により令和 7 (2025) 年 4 月 1 日付けで次のとおり栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収業務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県高等学校等修学資金貸与条例（平成14年栃木県条例第 3 号）の規定に基づき貸与した栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収業務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

(2) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 8 年 (2026) 年 3 月 31 日まで

(教育委員会事務局教育政策課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
----------------	--------------	-----------------	------	---------------	-----------	-------------

ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	市貝町	令和 7 (2025) 年 5 月 12 日	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	那須塩原市	令和 7 (2025) 年 5 月 12 日	法令殺

(畜産振興課)

調 達 等 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①令和 7 (2025) 年度県議会本会議及び予算特別委員会テレビ中継業務委託一式 ②栃木県議会事務局政策調査課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤株式会社とちぎテレビ 栃木県宇都宮市昭和 2-2-2 ⑥本会議質疑・質問制作 1,525,000円（1 日間開催単価） 2,970,000円（2 日間開催単価） 4,350,000円（3 日間開催単価） 5,800,000円（4 日間開催単価）、予算特別委員会総括質疑制作 1,280,000円（1 日間開催（補正予算）単価）1,420,000円（1 日間開催（当初予算）単価）、（生）放送料 8,866円（1 分単価） ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 1 号
- ①税務コンピュータ運用管理業務委託一式 ②栃木県経営管理部税務課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤富士通Japan株式会社栃木公共ビジネス部 栃木県宇都宮市宮みらい 2-15 ⑥43,028,700円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 2 号
- ①税務オンラインシステム維持管理業務委託一式 ②栃木県経営管理部税務課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤富士通Japan株式会社栃木公共ビジネス部 栃木県宇都宮市宮みらい 2-15 ⑥98,218,120円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 2 号
- ①住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守等に関する業務委託一式 ②栃木県総合政策部市町村課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25 ⑥38,535,340円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 1 号
- ①県広報テレビ番組の制作及び放送委託業務 ②栃木県総合政策部広報課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤株式会社とちぎテレビ 栃木県宇都宮市昭和 2-2-2 ⑥273,270,800円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 1 号
- ①マロニエ 2 1 ネットシステム保守管理業務一式 ②栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤株式会社大塚商会宇都宮支店 栃木県宇都宮市東宿郷 4-1-11 ⑥159,720,000円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 2 号
- ①栃木県情報セキュリティクラウドサービス一式 ②栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤S B テクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿 6-27-30 ⑥61,257,080円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 2 号
- ①栃木県行政情報ネットワーク保守管理業務 ②栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ⑤東日本電信電話株式会社埼玉事業部栃木支店 栃木県宇都宮市東宿郷 4-3-27 ⑥58,410,000円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第 1 項第 2 号

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 23 日

栃木県矢板土木事務所長 寺 内 修 一

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①多目的作業車 1 台 ②栃木県矢板土木事務所 栃木県矢板市鹿島町20-11 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 4 月 11 日 ⑤陽南自動車株式会社 栃木県宇都宮市不動前 4-1-14 ⑥54,600,000 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 7 (2025) 年 2 月 21 日 ⑪最低価格

（会計局会計管理課）